

## 居宅介護支援事業における居宅サービス計画等の届出に関するガイドライン

居宅介護支援事業所は、次に該当する居宅サービス計画（ケアプラン）を作成された場合（変更して該当した場合も含む）や、町から依頼があった場合には、鱈ヶ沢町にケアプランを届け出る必要があります。このほか、例年実施しているケアプラン点検等において、ケアプランの提出をお願いします。

### 1 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプラン

#### (1) 内容等

平成 30 年度介護報酬改定において、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数について、厚生労働大臣が定める基準回数以上を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける場合、その必要性を当該居宅サービス計画に記載するとともに、保険者への届出が必要となりました。

これは、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっている居宅サービス計画について、市町村への届出を義務付け、その居宅サービス計画について、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行い、必要に応じてケアプランの是正を促すことを目的とするものです。

＜厚生労働大臣が定める基準回数（1月あたり）＞

要介護状態区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準回数	27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

※ 上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

＜参考資料＞

「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.7) (平成 30 年 11 月 7 日)」の送付について（介護保険最新情報 Vol.690）

#### (2) 提出書類

別紙 1「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書」に、次に掲げる書類の写しを添え、ご提出ください。

添付書類	留意事項
第 1 表・居宅サービス計画書 (1)	利用者へ交付し署名があるもの
第 2 表・居宅サービス計画書 (2)	訪問介護の記載のあるページを含む全ページ
第 3 表・週間サービス計画表	
第 6 表・サービス利用票 第 7 表・サービス利用票別表	居宅サービス計画を作成・変更した月、あるいはその翌月の分で、訪問介護（生活援助中心型）の利用回数が多い方の月の利用票等（※実績の記載不要）
課題整理総括表	当該計画作成時のもの
訪問介護計画書	訪問介護事業所から提供を受けたもの

#### (3) 提出期限及び提出先

居宅サービス計画を作成または変更し、利用者の同意を得て交付した月の翌月末日までに、データ提出（メールアドレス：kaigo@town.ajigasawa.lg.jp）してください。

#### (4) その他

- ・提出していただいた居宅サービス計画について内容の検証を行います。計画作成者の方には、必要に応じ説明や多職種によるケアプラン点検に協力をお願いします。
- ・上限回数以上の生活援助を位置付けた場合であっても、サービス提供回数を一律に制限したり、減算の対象とするものではありませんが、位置づけの必要性または妥当性について十分に検証してください。

## 2 区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高いケアプラン

### (1) 内容等

令和3年度の介護報酬改定で、「区分支給限度基準額いっぱいまで訪問介護を組む居宅介護事業所」について、事業所単位で抽出し、ケアプラン点検を行うという仕組みが導入されました。居宅介護支援事業所は、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該計画に訪問介護が必要な理由等を記載し、町からの求めがあった場合には、届出が必要となりました。

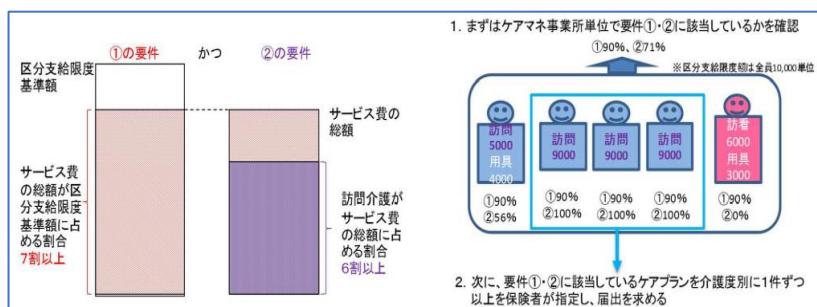
これは、利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることでできる居宅サービス計画の作成を目的に実施するもので、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行い、必要に応じて当該介護支援専門員に聴き取りや助言を行います。

＜厚生労働大臣が定める要件＞

①区分支給限度基準額に占める居宅サービス等合計単位数の割合	7割以上
②居宅サービス等合計単位数に占める訪問介護合計単位数の割合	6割以上

＜対象者選定方法＞

ア上記要件に居宅介護支援事業所単位で該当しているかを確認し、  
イ上記要件に該当している被保険者を抽出し、  
ウ介護度別に1件以上を指定し、届け出を求めます。



(出典) 介護保険最新情報 Vol.1009 より

＜参考資料＞

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）（介護保険最新情報 Vol.1009）

### (2) 提出書類

別紙2「サービス費割合基準超過ケアプランの届出書」に次に掲げる書類の写しを添え、ご提出ください。

添付書類	留意事項
第1表・居宅サービス計画書(1)	利用者へ交付し署名があるもの
第2表・居宅サービス計画書(2)	訪問介護の記載のあるページを含む全ページ ※「サービス内容」欄に当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載してください。
第3表・週間サービス計画表	
課題整理総括表	当該計画作成時のもの
訪問介護計画書	訪問介護事業所から提供を受けたもの

### (3) 提出期限及び提出先

個別に設定し、届出を依頼する文書に提出期限を記載します。町が指定する日までに、データ提出（メールアドレス：kaigo@town.ajigasawa.lg.jp）してください。

### (4) その他

- 提出していただいた居宅サービス計画について、地域ケア会議やケアプラン点検等を活用して内容の検証を行います。その際は、対象となった居宅サービス計画の作成または変更に関わった介護支援専門員に出席をお願いします。
- 給付実績を元に町で対象事業所を抽出します。どのケアプランを提出していただくかは、その都度決定しますが、一律にすべてのケアプランの提出を求めることはありません。
- 基準を超えたサービスを位置付けた場合であっても、サービスの利用制限や減算の対象とするものではありませんが、位置づけの必要性または妥当性について十分に検証してください。

### 3 高齢者向け住まい等に入居している者のケアプラン

#### (1) 内容等

令和3年度の介護報酬改定で、高齢者向け住まい等(※1)に併設(※2)している居宅介護支援事業所を対象に、適正なサービス提供の確保のため、介護給付適正化の一環として、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを利用し、ケアプランの点検・検証を行う新しい仕組みが導入されました。

町が①②の項目について要件を設定し、その要件に該当する居宅サービス計画のうち市町村が必要と判断したものについて、町からの求めがあった場合には、届出が必要となりました。

※1 住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等が該当しますが、未届の住宅型有料老人ホームも該当します。

※2 隣接、近隣や同一法人や系列法人など関連があるものを含みます。

#### <町が定める項目>

①区分支給限度基準額に占めるサービス等合計単位数の割合

②利用サービスの種類とその割合

#### <参考資料>

- ・高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について(令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長他連名通知)
- ・居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について(周知)(介護保険最新情報 Vol.1009)

#### (2) 提出書類

次に掲げる書類の写しをご提出ください。その他必要な書類は、届出を依頼する文書に記載します。

添付書類	留意事項
第1表・居宅サービス計画書(1)	利用者へ交付し署名があるもの
第2表・居宅サービス計画書(2)	
第3表・週間サービス計画表	
第4表・サービス担当者会議の要点	
第5表・居宅介護支援経過	
第6表・サービス利用票	
第7表・サービス利用票別表	
課題整理総括表	当該計画作成時のもの

#### (3) 提出期限及び提出先

個別に設定し、届出を依頼する文書に提出期限を記載します。町が指定する日までに、データ提出(メールアドレス: kaigo@town.ajigasawa.lg.jp)してください。

#### (4) その他

- ・提出していただいた居宅サービス計画について、地域ケア会議やケアプラン点検等を活用して内容の検証を行います。その際は、対象となった居宅サービス計画の作成または変更に関わった介護支援専門員に出席をお願いします。
- ・給付実績を元に町で対象者を抽出します。どのケアプランを提出していただくかは、その都度決定しますが、一律にすべてのケアプランの提出を求めることはありません。
- ・サービスの利用制限や減算の対象とするものではありませんが、必要性または妥当性について十分に検証してください。